

指定通所介護事業所 }
指定通所リハビリテーション事業所 } 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

**通所介護等における感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が
一定以上生じている場合の評価に係る届出について（その2）**

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所介護及び通所リハビリテーションにおける感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価（基本報酬への3%加算）については、令和3年6月2日付東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課事務連絡「通所介護等における感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る届出について」において、3%加算を3月間算定した後に加算算定の延長を希望する場合又は加算の算定を取り下げる場合の届出について御案内しているところです。

この度、3%加算を3月間算定した後に延長の届出を行い引き続き3月間算定した事業所が、その算定終了に伴って行う必要がある届出（取下げの届出）等について、以下のとおり御連絡しますので、御確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

1 3%加算の算定終了に伴う取下げの届出について

3%加算を3月間算定した後に延長の届出を行い引き続き3月間算定した事業所において、その算定終了に当たっては、加算算定終了月の15日まで（必着）に加算の取下げの届出を必ず行ってください。

なお、期限までに取下げの届出がない場合、介護保険制度の適正な運営を図る観点から、3%加算に係る加算区分を「1 なし」として届け出た（取り下げた）ものとみなす取扱いとさせていただきます。

《提出書類：介護給付費算定に係る体制等に関する届出書》 加算様式6-1（通所介護）又は7-1（通所リハ）

※3%加算に係る加算区分を「1 なし」に変更してください。なお、『感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式』の提出は不要です。

※延長の有無に関わらず、3%加算の算定途中に要件を満たさなくなった場合（利用延人員数の減少が一定以上生じていない場合）は、同様に加算の取下げの届出を行ってください。

（例）令和〇年2月：利用延人員数の減少 → 3月：3%加算算定の届出

4～6月：3%加算の算定（3・4月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合）

6月：6/15 までに延長又は取下げの届出（5月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合は延長可）

7～9月：3%加算の算定延長（6・7月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合）

9月：9月サービス分をもって3%加算算定終了。9/15 までに取下げの届出（10/1 適用）

2 書類提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

3 その他（3%加算の再算定の取扱い）

3%加算については、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問21のとおり、基本的に、同じ感染症や災害を事由とする算定は年度内に一度限りであり、算定期間や延長の有無等に関わらず、一度算定した後に取り下げた場合には、別の感染症や災害（3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限り、）を事由とする場合にのみ、再度算定することが可能とされています。

なお、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（大規模型事業所における規模区分の特例）については、年度内に何度でも適用の届出及びその適用を行うことが可能です。（ただし同一のサービス提供月において、3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことはできません。）

（問合せ）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4593・4175（直通）